

石見の日本遺産旅行商品等造成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、石見観光振興協議会（以下「協議会」という。）が、石見の日本遺産旅行商品等造成支援事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 石見地域への旅行商品に対して補助金を交付し、石見地域への団体旅行商品造成を支援することにより日本遺産をはじめとした観光素材の認知度向上と磨き上げを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付対象となる事業の内容及び補助金の上限額は次のとおりとする。

(1) 対象事業者

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社

(2) 対象事業

①の要件を満たす「募集型企画旅行」又は「受注型企画旅行」（以下、「対象事業」という。）とする。

また、①に加えて②の要件を満たす旅行については、その内容に応じて補助金の額を加算する。

① 以下のⅠからⅣを満たすプランであること。ただし同一敷地内にある施設と重複しないこと

Ⅰ 石見地域内の食事提供施設1カ所以上で別表1に掲げる食事を取ること。

Ⅱ 石見地域内を対象とし、別表3に定める日本遺産関連施設（構成文化財等）における入場・体験を2つ以上取り入れること。

Ⅲ Ⅱの日本遺産について、知識を得るための事前学習を行程に組み込むこと。

Ⅳ 参加者にアンケートを実施すること。

② 以下の要件を満たす旅行については、内容に応じて補助金を加算する。

Ⅰ ①の要件で立ち寄った市町と異なる石見地域内を対象とし、別表3に定める日本遺産関連施設または別表2に掲げる観光施設等へ立ち寄るプラン

Ⅱ 石見地域にある旅館業法第3条第1項に基づく施設、住宅宿泊事業法第22条第1項に基づく施設へ宿泊するプラン

(3) 対象事業の実施における注意事項

① 参加者アンケートを取りまとめ、造成した商品の分析（商品に取り入れた施設等の強みや課題など）を行い実績報告書に併せて提出すること

② 募集要項等に「ご縁も、美肌も、しまねから。」ロゴマークデザインを使用すること

③ 島根県内を出発する旅行は、1団体の構成人数が、催行実績で5名以上、島根県外を出発する旅行は、1団体の構成人数が9名以上であること

④ 交付決定後に出発し、令和5年3月21日までに帰着する旅行であること

⑤ 対象事業が、島根県、公益社団法人島根県観光連盟又は石見観光振興協議会が実施する

補助金を受けていないこと（ただし、石見神楽出張上演は除く）

- ⑥ 出発地が、緊急事態宣言が発令されている都道府県、まん延防止等重点措置が適用されている地域又は自治体による外出自粛要請が発出されている地域外であること

(4) 補助金の額

対象事業	補助金額
① 以下のⅠからⅣを満たすプランであること。 ただし同一敷地内にある施設と重複しないこと。 Ⅰ 石見地域内の食事提供施設1カ所以上で別表1に掲げる食事を取ること Ⅱ 石見地域内を対象とし、別表3に定める日本遺産関連施設（構成文化財等）における入場・体験を2つ以上取り入れること Ⅲ Ⅱの日本遺産について、知識を得るための事前学習を行程に組み込むこと Ⅳ 参加者にアンケートを実施すること	30,000円
② 上記①に加え、下記の要件を満たすプランは、その内容に応じて加算する。 Ⅰ ①の要件で立ち寄った市町と異なる石見地域内を対象とし、別表3に定める日本遺産関連施設または別表2に掲げる観光施設等へ立ち寄るプラン Ⅱ 石見地域にある旅館業法第3条第1項に基づく施設、住宅宿泊事業法第22条第1項に基づく施設へ宿泊するプラン	Ⅰ：5,000円 Ⅱ：15,000円

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「補助事業者」という。）は、事前に補助金交付申請書（様式第1号）を協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、審査の上、適当と認めるときは、補助金交付決通知書（様式第2号）により補助金の交付を決定し補助事業者へ通知する。

2 前項の決定には、必要に応じて条件を付することができる。

(補助金の変更交付申請)

第6条 補助事業者は、前条の交付決定後に事業の内容を変更又は中止する場合は、速やかに補助金変更交付申請書（様式第3号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の補助金変更交付申請書が提出された場合において、変更を承認するときは、補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が終了したときには、補助事業完了後14日以内に補助金実績報告書(様式第5号)に以下の書類を添付し会長に提出しなければならない。

(1) 添付書類

①旅行の全行程が分かる資料

②観光施設等が発行する立ち寄り証明書(様式第6号)又は領収書

③参加者アンケート

(補助金の額の確定)

第8条 会長は、前条の報告があった場合には、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第9条 補助金の支払は精算払とする。

2 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、補助金請求書(様式第8号)を会長に提出しなければならない。

(帳簿の整理)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業完了の年度以降5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条

新型コロナウイルス感染症への対策については関係業種のガイドラインに基づき、適切な対応を行うこと。また、保健所からの調査、指導等があった場合には、全面的に協力すること。

2 この要綱に定めるもののほかは、必要な事項については、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年8月27日から施行する。

この要綱は、令和元年10月9日から施行する。

この要綱は、令和2年6月10日から施行する。

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

この要綱は、令和4年6月17日から施行する。

別表1（第3条）

食事の条件	<p>(1) 昼食又は夕食であること。おやつ(軽食)は含まない。</p> <p>(2) バス車内や列車内での移動中にとる弁当等による食事は含まない。 ただし、石見地域で製造された弁当等による食事は対象とする。</p> <p>(3) 自由行動する場合にあって、旅行行程等で自由に食事をとることが確認できるときには対象とする。</p>
-------	---

別表2（第3条）

観光施設	条件等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 温泉 ・ 食事提供施設 ・ 特産品等販売施設 ・ 有料観光施設 ・ 見学施設 ・ スキー場 	<p>(1) 施設の立ち寄り証明書又は施設の領収書の発行が受けられること</p> <p>(2) 立ち寄り時間が15分以内、またはもっぱらトイレ休憩だけを目的とした立ち寄りは除く。</p> <p>(3) 観光地（石見銀山、津和野町殿町通りなど）において特定の観光施設等を利用せず自由行動とする場合であって、以下の要件を満たすときは、立ち寄り証明が受けられなくても1カ所として数えることができる。</p> <p>① 当該自由行動エリアに利用が想定される観光施設が複数あること</p> <p>② 旅行契約、旅行商品の行程表等で確認できること</p>

別表3（第3条）

日本遺産名称	日本遺産関連施設	条件等
<p>津和野今昔</p> <p>～百景図を歩く～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本遺産センターへの入館 ・ 津和野町歩きガイドの利用 ・ 太鼓谷稲成神社への参拝 ・ 森鷗外記念館での観覧 ・ 津和野城観光リフトの利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場・体験証明書又は施設の領収書の発行が受けられること
<p>荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間</p> <p>～北前船寄港地・船主集落～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜田市浜田城資料館への入館 	
<p>神々や鬼たちが躍動する神話の世界</p> <p>～石見地域で伝承される神楽～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神楽ショップくわの木での見学 ・ 石州和紙会館での紙漉き体験 ・ 小林工房での絵付け体験 ・ 大元神楽伝承館への入館 ・ 石州勝地半紙工房での紙漉き体験 ・ 各石見神楽定期公演会場での鑑賞 ・ 神楽社中体験(益田市内の社中の練習風景見学・衣装体験等※益田市観光協会へ要相談) 	

<p>石見の火山が伝える悠久の歴史 ～“縄文の森”“銀の山”と出逢える旅へ～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・さんべ縄文の森ミュージアムへの入館 ・国民宿舎 さんべ荘での入浴 ・四季の宿 さひめ野での入浴 ・鶴の湯での入浴 ・亀の湯での入浴 ・そばカフェ湯元での入浴 ・石見銀山世界遺産センターでの観覧 ・石見銀山ガイドツアーの利用 ・三瓶自然館サヒメルへの入館 ・物部神社への参拝 ・福光石切場での見学(ガイド同行) ・三瓶観光リフトの利用 ・三瓶そば提供施設での食事 ・仁摩サンドミュージアムへの入館 ・龍源寺間歩への入場 ・大久保間歩限定公開ツアーの利用 ・いも代官ミュージアムへの入館 ・旧河島家への入館 ・熊谷家住宅への入館 ・羅漢寺での拝観 ・レンタサイクルの利用 	
<p>中世日本の傑作 益田を味わう —地方の時代に輝き再び—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雪舟の郷記念館への入館 ・萬福寺での拝観 ・医光寺での拝観 ・座禅と真砂豆腐の朝ご飯体験 (妙義寺) ・右田酒造の見学 ・なりきり益田氏(持石海岸) ・雪舟焼窯元にて陶芸体験 ・高津川カヤック体験 	
<p>その他、日本遺産に関する体験コンテンツ等が実施される構成文化財関連施設</p>	<p>会長が認めるものに限る</p>	